

未婚のひとり親への保育料寡婦（夫）控除等みなし適用について

未婚のひとり親家庭に対し、寡婦（夫）控除等のみなし適用による保育料の軽減を図ります。

制度概要

未婚のひとり親（婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻（事実婚を含む。）をしていないものをいう。）を地方税法（昭和25年法律第226号）上の寡婦等とみなした上で特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の利用者負担上限に係る市町村民税の算定を行い、ひとり親家庭支援の充実を図ります。

本特例は平成30年9月1日から適用されます。

対象となる人（(1)から(5)の全ての要件を満たしていること。）

- (1) 婚姻をしたことがなく、現在も婚姻状態にない母又は父であり、かつ野木町に居住していること。
- (2) 保育料の算定基準となる年度の前年の12月31日（以下「基準日」といいます。）時点及び申請日現在において未婚の母又は父であること。
- (3) 基準日において生計を一にする20歳未満の子（総所得金額等が38万円以下で他の人の扶養親族となっていない場合に限る。）がいること。
- (4) 基準日において児童扶養手当を受給していること。
- (5) 事実上の婚姻関係（内縁関係等）にないこと。

提出書類

- 1.野木町寡婦（寡夫）控除みなし適用申請書
- 2.申請者の戸籍全部事項証明書（3か月以内に発行されたもの）
- 3.有効期限内の児童扶養手当証書の写し又は、基準日において児童扶養手当を受給していたことを確認できる書類（児童扶養手当振込預金通帳の写し等）

（注意事項）必要に応じて、その他の書類をご提出いただくことがあります。

※2 および 3 は申請者が町の職員が児童扶養手当に関する情報を調査することに同意したとき、又は既に同一の書類を提出しているときは、添付を省略することができます。

注意事項

- 1.寡婦（夫）控除等みなし適用の結果、保育料が減額されない場合があります。
- 2.みなし適用の認定期間を超えて適用を受ける場合は、あらためて申請手続が必要となります。
- 3.本制度は、保育料の寡婦（夫）みなし適用に関するものであり、他事業では適用となりません。

申込み場所

こども教育課子育て支援係(野木町役場別館内)

TEL 0280(57)4167